

基本目標	2	住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり
政策	1	顔の見える助け合い、自立を支援するまちをつくる
施策	①	みんなで支え合う地域福祉の充実

■ 現状と課題

近年、核家族化・高齢化が進む中で、地域から孤立している人や福祉制度では対応しにくい日常生活上の問題を抱えている人、母子家庭や生活困窮者で支援の必要な世帯など地域に埋もれている生活課題として数多くあると想定され、今後も増加すると考えられます。また、景気の低迷による収入の減少や社会情勢の変化に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯^{※1}は厳しい影響を受けている状況にあります。

本町においては、町民の福祉ニーズが多様化している中で、福祉サービスの充実を図るため、社会福祉協議会と連携し各種事業を展開していますが、地域福祉サービスの推進を図るうえで、町民の参加、協力による連携が不可欠であり、希薄化している隣近所の間関係の形成や地域住民がともに見守り合える連帯性など、地域における新たな支え合いの活動を確立していく必要があります。

また、生活困窮にかかる相談件数や高齢者、ひとり親などの低所得世帯が増加しており、生活に不安を抱えている方々への対策が課題となっています。

今後は、経済的な支援としての各種助成制度を充実させるとともに、生活の安定と向上を図り、みんなで支え合う地域福祉への取組が必要です。

【用語解説】

※1 **ひとり親世帯** 父か母のどちらかの一人と未成年の子供だけの家庭。

福祉まつり



◇ めざす姿

生活相談体制や各種助成制度などの充実・強化により、みんなで支え合う地域福祉を展開します。

■ 具体的な施策

1. 地域福祉推進のための連携強化

「広尾町地域福祉計画」に基づき、社会福祉協議会や各町内会との連携を強化し、隣近所の顔がみえる助け合いのまちづくりを行うための地域福祉活動の実践を図ります。

2. 福祉活動に対する住民意識の高揚

広報紙やホームページによる福祉活動のPRに努め、住民の福祉活動に対する意識の高揚を図るとともに、福祉事業所や団体などへの研修機会の提供に努めます。

3. 関係機関との連携による相談支援体制の強化

まちの相談支援活動を担っている民生児童委員の活動内容の周知を図り、町内会、福祉団体と連携した相談支援活動の強化を図ります。

また、民生児童委員や十勝保健福祉事務所などの関係機関と連携し、生活困窮世帯の適切な把握に努め、世帯の実情に応じた支援が行えるように相談体制の強化を図ります。

4. 低所得者世帯等への支援

低所得世帯等への各種助成制度の充実と母子福祉貸付金や生活福祉資金などとあわせ、支援が必要な方が活用しやすい制度の周知を図ります。

また、低所得世帯の生活実態を把握し、年金申請手続きや日常生活自立支援事業^{※1}などの適切な支援体制により、生活の安定を図ります。

【用語解説】

※1 日常生活自立支援事業 認知症や知的、精神障害により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、契約に基づく福祉サービスの利用にかかる相談・助言や金銭、書類の管理などの援助を行う事業。

今後の「保健・福祉・医療」について〈資料「まちづくり住民意識調査」(平成21年2月)〉

選 択 肢	回答数	構成比
1. 高齢者福祉の充実	359	16.3%
2. 地域医療体制の充実	306	13.9%
3. 年金、国保等の充実	295	13.4%
4. 介護福祉の充実	248	11.3%
5. 救急医療体制の充実	223	10.1%
6. 子育て支援の充実	201	9.1%
7. 低所得者福祉の充実	160	7.3%
8. 児童福祉の充実	89	4.0%
8. 健康相談、健診の充実	89	4.0%
10. 障がい者福祉の充実	85	3.9%
11. 健康づくり事業の推進	74	3.4%
12. 母子、父子福祉の充実	49	2.2%
13. その他	9	0.4%
無回答	14	0.7%
計	2,201	100.0%

基本目標	2	住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり
政策	1	顔の見える助け合い、自立を支援するまちをつくる
施策	②	安心して暮らせる障がい者福祉の充実

■ 現状と課題

本町では、平成22年4月現在の身体障害者手帳の交付者数が503人で、総人口に占める割合は6.2%となっています。また、知的障がい者として療育手帳の交付者数は64人で、総人口に占める割合は0.8%となっているほか、精神障害者手帳交付者数は21人で、総人口に占める割合は0.3%となっています。

障害者自立支援法が平成18年10月にスタートし、本町をサービス提供地域として居宅介護事業所2か所が、身体・知的・精神の3障害の障がい者に在宅福祉の訪問系サービスを提供しています。また、地域生活支援事業^{※1}として、地域活動支援センターを開設し、3障害の障がい者及び障がい児が、日中の活動の場や社会参加を支援する場のほか、就労の場として活動しており、その他の生活支援事業とともに更に充実を図っていく必要があります。

一方、本町出身で町外施設の入所者は、身体障がい者施設で8人、知的障がい者施設で26人となっています。本町に居住を希望するすべての方が一生安心して暮らすことができるよう、住環境の整備やより専門性の高い相談員の配置などを行う必要があります。

今後もノーマライゼーション^{※2}の精神を基本とした「広尾町障害者福祉計画」に基づき「希望するすべての障がい者が安心して暮らせるやさしいまち」をめざして、医療制度も含めた障がい者福祉サービスを引き続き推進していく必要があります。

【用語解説】

※1 **地域生活支援事業** 障害者自立支援法の中に位置付けられ、各地域独自の判断で障がい者の生活を支援する事業。

※2 **ノーマライゼーション** 障がい者が、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそ正常な社会であるとの考え方。

◇ めざす姿

障がいのあるすべての方々が、一生安心して暮らすことができる障がい者福祉の向上をめざします。

■ 具体的な施策

1. 地域住民の障がい者への理解を深める事業の促進

障害のある方々との交流の場を設け、社会とつながりのある生活を送ることができるよう、各団体事業の周知活動や視察などを実施するとともに、販売展示会など幅広い事業の展開を図ります。

2. 障がい者の自立と生活支援

自立に向けての自分の力を引き出す訓練を行い、生活能力の一層のレベルアップを図ります。また、施設、住宅のバリアフリー化を進め、障がい者の活動範囲の拡大、自立生活の推進を図ります。

3. 地域で安心して暮らせるまちづくり

施設から地域に戻ってくる方も、在宅で生活する方も、本町で安心して暮らせる福祉サービスの充実を図り、障がい者に対する専門の有資格者を含めた支援体制の充実を図ります。

また、ボランティア活動の充実と公的なサービスとの連携を図るための支援体制を整備します。

4. 重度心身障害者医療給付事業の継続

重度心身障害者の健康の保持と福祉の増進を図るため、医療費の一部助成を継続します。

5. 地域生活支援事業の推進

地域で生活する障がい者・障がい児及びその家族の日常生活を支え、ニーズに応じた利便性の高いサービスの情報を提供します。

障害者手帳交付者数の推移

(単位：人)

年 度	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合 計
平成14年	446	53	8	507
平成15年	461	55	10	526
平成16年	468	57	10	535
平成17年	485	60	13	558
平成18年	494	59	16	569
平成19年	500	57	16	573
平成20年	498	59	17	574
平成21年	491	59	20	570

* 資料：H14～18十勝の社会福祉、H19～21町保健福祉課

■ 成果目標

成 果 目 標	実施目標年度
精神保健福祉士などの配置	H32

基本目標	2	住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり
政策	1	顔の見える助け合い、自立を支援するまちをつくる
施策	③	安心して生み育てる支援の充実

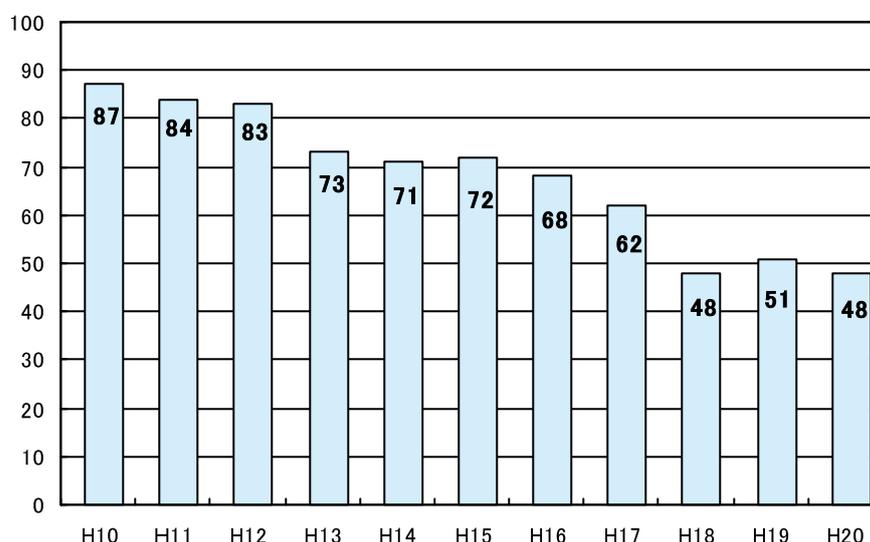
■ 現状と課題

近年の少子化や核家族化が進行している現状を踏まえ、少子化の流れを緩和し、少しでも子供を生み育てやすい環境を整えていく必要があります。そのためには、行政と地域がそれぞれの役割を担いながら子育てが楽しいまちづくりを進めなければなりません。

本町の子育て支援サービスは、子育て支援センター、保育所、幼稚園、留守家庭児童会などの施設で支援事業を行っています。しかし、保育所では、施設や遊具の老朽化、少子化による入所児童の減少に伴い、年齢別発達段階に基づいた十分な保育ができない状況にあります。また、子育て支援センターや留守家庭児童会では施設が狭く受け入れる人数や年齢に制限があること、休日の受け入れ体制が確立されていないことなどが課題となっています。

今後は、保育所の統合・幼保一元化など子育て支援サービスの一体化を促進し、安心して預けられる施設の整備や支援機能の充実のほか、各種給付事業の助成を継続して実施する必要があります。

過去10年間の出生状況



◇ めざす姿

施設整備と支援事業の充実を図り、安心して生み育てることができる子育て支援事業を展開します。

■ 具体的な施策

1. 子育て支援センター業務の充実

子育ての不安感を緩和し子供の健やかな成長を促進するため、乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場を提供し、子育てについての相談や助言、情報の提供などの支援事業の充実を図ります。また、休日の一時預かり業務を充実するため、ボランティア団体の育成とファミリーサポートシステム^{※1}の構築に努めます。

2. 子育て支援センターの整備

住民が安心して活用できる施設にするため、安心な施設の整備を図ります。

3. 保育所施設の整備

子供の安全で安心な保育環境を整備するため、広尾・丸山保育所の統合及び子育て支援センターとの一体的整備を図ります。

4. 幼保一元化^{※2}の検討

少子化による幼稚園・保育所への入所児童の減少に伴い、年齢別発達段階に基づいた教育・保育を実施するため、幼保一元化について検討します。

5. 乳幼児等医療給付事業の継続

乳幼児などの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部助成を継続します。

【用語解説】

※1 **ファミリーサポートシステム** 地域において、子供の預かり等の援助を行いたい人と援助を希望する人からなる会員組織を設立し援助活動を行うシステム。

※2 **幼保一元化** 幼稚園と保育所は、その目的、対象年齢や施設にいる時間、日数など、それぞれ所管、法令において明確に区分されてきたが、徐々にその境界はなくなっている。幼稚園・保育所の両方の基準を満たした、「認定こども園」や「幼保園」など連携型施設の名称で教育・保育を実施する。

■ 成果目標

成果指標	実施目標年度
ボランティア団体育成	H25
ファミリーサポートシステムの構築	H25
子育て支援センター新設(総合保育所内)	H25
総合保育所新設(広尾・丸山保育所統合)	H25

基本目標	2	住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり
政策	1	顔の見える助け合い、自立を支援するまちをつくる
施策	④	安心して生活ができるひとり親家庭への支援

■ 現状と課題

本町では、平成22年4月現在のひとり親家庭は111世帯で、そのうち母子家庭が103世帯、父子家庭が8世帯となっており、5年前の平成17年度と比較すると13世帯の増加となっています。ひとり親家庭は、児童への養育と生計維持などに経済的、精神的負担が大きく、ひとり親家庭が安心して生活ができる環境を整えるためには、町独自の支援策の充実や生活資金貸付制度のほか、就労支援制度の活用によるサポート体制強化が必要となっています。

今後は、母子寡婦会^{※1}組織の育成と活動の支援やボランティア組織による支援など、地域における支援体制の強化及び支援組織内の連携強化を図るとともに、医療制度も含めたひとり親家庭へのサービスを引き続き推進していく必要があります。

【用語解説】

※1 母子寡婦会 母子と寡婦(夫と死別又は離別し、再婚していない女性)の生活と福祉を守るために活動している団体。

母子・父子家庭世帯数の推移

(単位：人)

年 度	母子家庭世帯	父子家庭世帯	合 計
平成14年	83	14	97
平成15年	80	18	98
平成16年	83	17	100
平成17年	84	14	98
平成18年	94	12	106
平成19年	92	15	107
平成20年	105	13	118
平成21年	101	11	112

* 資料：町保健福祉課調べ

◇ めざす姿

生活相談体制の強化や各種福祉制度の充実により、安心して生活ができるひとり親家庭への支援を図ります。

■ 具体的な施策

1. 生活相談体制の強化

社会的に弱い立場にあるひとり親家庭への様々な問題点などに対応し、生活相談体制の強化を図ります。

2. 支援制度の継続

ひとり親家庭への母子年金や遺児年金などの支援制度を継続します。

3. 関係団体への支援

母子寡婦会組織の育成と活動を支援します。

4. 融資制度活用の促進

母子家庭など低所得者への母子福祉資金貸付など、融資制度の活用を促進します。

5. ボランティア団体の連携

町民参加によるボランティア団体との連携による活動の支援を図ります。

6. ひとり親家庭等医療給付事業の継続

ひとり親家庭などの母、又は父及び児童の健康保持と福祉の充実を図るため、医療費の一部助成を継続します。

基本目標	2	住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり
政策	2	高齢者がいつまでも元気に暮らせるまちをつくる
施策	①	社会参加を促進する高齢者福祉の充実

■ 現状と課題

本町の平成22年3月末現在の高齢化率は、28.7%と年々高くなっており、平成27年度には34.9%になると推計されており、ますます高齢化の進行が予想されます。高齢化が急速に進行する中、福祉施策だけにとらわれず、高齢者の豊富な人生経験を生かした適切な活動の場を十分考慮し、積極的な社会参加を促す施策が求められています。

老人クラブ加入率は、平成20年の全国平均19.2%に対し本町では15.8%(471人加入)で、全国平均の約8割となっています。老人クラブの名称や活動内容などについて広く住民から意見を聞き、幅広い年齢層の高齢者が加入できる施策の展開が望まれています。

また、就労の場として「高齢者事業団^{※1}」が活動していますが、平成21年度末現在36人の登録となっており、事業団の活動のPRや幅広い事業展開により加入を促進する必要があります。

今後、高齢化時代に対応した福祉を組織的、計画的に推進するためには、地域住民とのコミュニケーションによる意思疎通を図る必要があります。さらに、高齢者が町内会活動を含めたボランティア活動や各種行事への積極的な参加を奨励するとともに、活動の拠点施設の充実や各種福祉施設のバリアフリー化を進める必要があります。

【用語解説】

※1 高齢者事業団 高齢者の能力や経験を生かし、臨時的・短期的な仕事をする事で、生きがいや社会参加を促進することを目的とする組織。

独居高齢者花見の会



◇ めざす姿

高齢者の積極的な社会参加の機会を提供するとともに、在宅でも安心して暮らしていける体制づくりや活動の拠点施設の充実を図り、生き生きとした生活が送れる高齢者福祉を展開します。

■ 具体的な施策

1. 老人クラブの活性化

老人クラブの名称、活動内容の検討や活動のPRを行い、新規会員の加入促進を図るとともに、老人クラブの組織的な活動である地域貢献活動の意識の高揚を図ります。

2. 高齢者ボランティアの活動支援

元気な高齢者が自由に集まれる「ふれあいサロン^{※1}」活動の拡充や高齢者ボランティアによるひとり暮らしの高齢者などへの訪問活動など、高齢者自身による自主的な活動への支援を図ります。

3. 高齢者事業団活動の充実

生きがいと就労の場としての「高齢者事業団」の活動をPRし、登録促進を図るとともに幅広い事業展開により事業団活動の充実を図ります。

4. 各種福祉施設の充実

バリアフリー化など各種福祉施設の充実を図ります。また、高齢者の健康維持のための室内トレーニング施設の整備を図ります。

5. 福祉サービスの充実

ひとり暮らしの高齢者などが、在宅で安心して暮らせる福祉サービスの充実を図ります。

6. ボランティア活動の充実

ボランティア活動の充実と公的なサービスとの連携を図るための支援体制を整備します。

7. 地域と連携した助け合い体制の整備

各町内会と連携を図り、ひとり暮らしの高齢者などを対象とした見守りや声かけを行う小地域ネットワークづくりの充実を図るとともに、郵便局や新聞店などの協力による安否確認体制の整備を図ります。

【用語解説】

※1 ふれあいサロン ボランティアと高齢者が自主的に年間計画の立案・運営を行い高齢者が集う場所。

■ 成果目標

成果指標	成果目標		
	現状	目標	(年度)
ふれあいサロン設置数	1か所	2か所	H27
高齢者事業団登録者数	42人	60人	H27
成果目標			実施目標年度
室内トレーニング施設の整備			H27

基本目標	2	住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり
政策	2	高齢者がいつまでも元気に暮らせるまちをつくる
施策	②	地域全体で支える介護保険サービスの推進

■ 現状と課題

本町の65歳以上の高齢者の全人口に占める割合は年々高くなっており、平成22年3月末現在で3.5人に1人となっています。また、要介護認定者も介護保険制度発足当初の平成12年度は220人でしたが、平成22年3月末現在では372人とその数も1.7倍に増加しています。

このように、高齢者が増え続け、それにより要介護認定者も同じく増え続けるものと見込まれます。介護サービスの利用増加による保険給付費についても、増加していくと予想されます。また、給付費が増加することにより介護保険料の高額化にもつながります。今後の給付対象者の増加は、町民の理解を得る中で、介護保険料や介護サービス利用者負担の高額化の抑制を図りながら、介護サービスの円滑な実施を図る必要があります。

しかし、介護サービスの中核である本町の介護施設では、特別養護老人ホームつつじ苑の入所を希望する待機者や認知症対応型グループホームへの入所を必要とする方が増加している状況にあります。また、市街地から離れた地区に住む住民に対する介護サービスの利便性を図るうえで、住み慣れた地域での介護サービスが受けられる環境整備が求められており、地域にある既存施設を活用するなど、地域の実状に応じたサービスの充実を図る取組が今後の課題となっています。

本町の介護保険の現状 <平成22年3月31日現在>

●本町の住民基本台帳の人口	8,063人
●第1号被保険者数(65歳以上)	2,316人
●要介護認定者数	372人
・そのうち居宅サービス利用者数	197人
・そのうち施設サービス利用者数	89人
●平成21年度介護サービス保険給付金額	544,585,291円
・そのうち居宅サービス分	197,897,473円
・そのうち施設サービス分	331,376,282円
・そのうち高額介護等分	15,311,536円

◇ めざす姿

生活相談体制や各種助成制度などの充実・強化により、みんなで支え合う地域福祉を展開します。

■ 具体的な施策

1. 介護保険制度の周知

町広報紙等により町民への介護保険制度の周知を図ります。

2. 介護保険料及び介護サービス利用料の負担軽減

介護認定者の増加や介護状態の悪化を防止するため、介護予防・在宅介護の推進、閉じこもり防止や認知症予防の推進、介護サービスの低所得者軽減事業^{※1}、介護福祉金事業^{※2}を継続して実施します。

3. 介護サービスの充実

市街地以外の地域の居宅介護サービスの充実を図るため、民間事業所と連携し通所介護・訪問介護サービス事業所の展開を図ります。また、認知症の方に対するサービスの充実を図るために認知症対応型グループホームの整備を推進します。

【用語解説】

※1 **介護サービスの低所得者軽減事業** 低所得世帯に属する介護サービス利用者の自己負担分(費用の1割分)の70%を助成する事業

※2 **介護福祉金事業** 65歳以上の世帯で年間収入80万円(ただし、2人以上の場合は1人につき45万円を加算した額とする。)以下の者へ1人年額8,400円支給する事業

要介護認定者数の推移

(単位：人)

年 度	居宅サービス利用者	施設サービス利用者	未利用者	合 計
平成14年	114	97	56	267
平成15年	136	100	48	284
平成16年	149	99	62	310
平成17年	165	98	68	331
平成18年	154	95	115	364
平成19年	154	87	121	362
平成20年	176	90	104	370
平成21年	200	89	83	372

■ 成果目標

成果指標	成果目標		
	現 状	目 標	(年度)
制度の一般町民への周知回数	2回/年	6回/年	H23
訪問介護サービス事業所	1か所	2か所	H32
通所介護サービス事業所	1か所	2か所	H32
認知症対応型グループホーム事業所	2ユニット	4ユニット	H26

基本目標	2	住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり
政策	2	高齢者がいつまでも元気に暮らせるまちをつくる
施策	③	快適に過ごすための介護予防の推進

■ 現状と課題

本町の要介護高齢者は年々増加しており、介護者の高齢化や介護者の不在などにより、住み慣れた自分の家で適切な介護が受けたくても受けられない状況にあります。

町では、65歳以上の方を対象として要介護状態にならないで、健康で安心して生活を送ることができるよう、要介護状態になるおそれの高い虚弱な高齢者の把握、相談事業、各種介護予防事業^{※1}、予防給付^{※2}、ボランティアなどの自主的活動の推進など一定の介護予防対策に取り組んできました。要介護になる要因として多い、骨折・転倒、脳血管疾患、認知症、閉じこもりなどをいかに予防するかが大きな課題となっています。

今後は、高齢者人口の増加傾向が続くものと見込まれており、健康で生き生きとした生活を送るために介護予防対策は急務と言えます。また、介護が必要な状態になっても安心して生活が送れるよう、高齢者を地域全体で支える体制の整備を図る必要があります。

平成21年度の状況

- 介護予防教室実施状況
 - ・運動機能向上教室：年間3回
 - ・口腔機能向上教室：年間1回
 - ・教室修了者が主体的に参加する会：2か所
- 認知症高齢者の状況：介護認定者のうち、生活に支障がみられる方 60.5%
- 総合相談延べ件数：1,105件
- 介護予防支援事業所：1か所

【用語解説】

- ※1 **介護予防事業** 介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、運動機能向上や栄養の改善、口腔機能改善のプログラムを提供し、介護が必要にならないよう予防を行う事業。
- ※2 **予防給付** 要支援1と要支援2の要支援認定者を対象に、支援の必要に応じた介護予防サービスを提供すること。

◇ めざす姿

一人一人が主体的に介護予防に取り組むとともに、介護が必要となっても可能な限り自立した生活を営むことができるよう高齢者の支援体制の充実を図ります。

■ 具体的な施策

1. 介護予防の促進

介護予防の普及・啓発による意識向上を図るとともに、介護や支援が必要になるおそれのある高齢者を対象に、運動機能向上教室、口腔機能向上・栄養教室、脳いきいき教室(仮称)などの介護予防事業を実施するほか、自主活動を奨励します。

2. 認知症の予防、認知症高齢者支援の充実

町民が認知症の理解を深め、地域全体で認知症高齢者を見守ることができるよう、認知症サポーターの養成・相談体制の充実や認知症に関する知識の普及啓発を行います。また、認知症予防教室の実施や成年後見制度^{※1}の活用促進を図ります。

3. 高齢者虐待防止ネットワーク活動の促進

高齢者虐待を防止するため、学習会などの実施による普及啓発や関係機関と連携した高齢者虐待防止ネットワーク活動の促進を図ります。また、悪質な訪問販売などの被害の防止や高齢者の人権が侵害されないよう権利を守る取組に努めます。

4. 相談機能の強化・在宅介護の促進・地域ケアシステムの推進

介護に関する相談や悩みなど、高齢者の相談窓口の充実を図り、保健・福祉・医療サービスをはじめとする適切な支援につなげていく体制を推進します。また、相談窓口の周知、ケアマネジメント^{※2}の実施、介護者の負担軽減を目的とした家族介護者交流会の開催、介護用品などの支給事業、介護手当支給事業などを計画的に実施します。

5. 閉じこもりを防止するための地域活動の推進

要介護状態になる要因の一つである閉じこもりを 방지、積極的に交流の機会が持てるよう町内会活動やボランティアの訪問、集いの場などの活動を奨励します。

【用語解説】

※1 成年後見制度 認知症や知的障害などで判断能力が十分でない方について、財産管理や日常生活での様々な契約などの法律行為の援助を行い、権利と財産を守ることを支援する制度

※2 ケアマネジメント 高齢者等がその心身等の状況に応じ、適切なサービスを利用できるように支援する方法。

■ 成果目標

成果指標	成果目標		
	現状	目標	(年度)
通所型介護予防事業実施数	4回/年	5回/年	H26
認知症サポーター数(実)	186人	300人	H27

基本目標	2	住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり
政策	3	健康で安心して暮らせる保健医療のまちをつくる
施策	①	主体的にとりくむ健康づくりの推進

■ 現状と課題

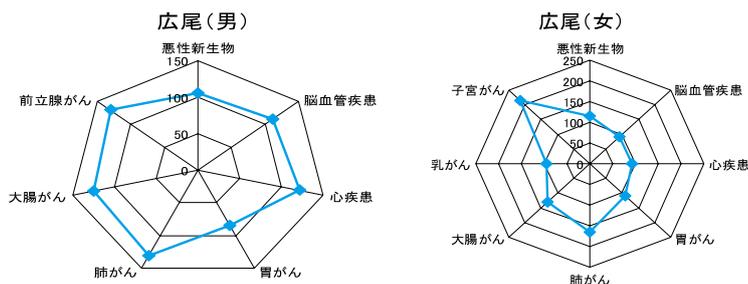
本町においては、少子・高齢化、核家族化が進む中、社会環境の変化により育児不安や育児困難、認知症や要介護者が増加し、課題が多様化してきています。

成人については、高齢期に向けて高血圧症、脳血管疾患、心臓病、糖尿病など生活習慣病の受療率が増加しており、不適切な食事や運動不足などの不健康な生活による内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)^{※1}を減らすことが予防として重要となっています。さらに、健康寿命^{※2}の延伸や生活の質の向上のため、町民と地域・行政が一体となった健康づくりのための予防活動が求められています。

母子については、妊娠・出産に伴う安全性の確保や環境整備、子供が健やかに成長すること、育児不安への対応、児童虐待の早期発見・防止のため保健・医療対策の充実が課題となっています。子供のころからの生活習慣は、健康寿命の延伸に影響を与えることから、生活習慣病を予防するための食育の推進や運動・禁煙などの健康的な生活習慣づくりが課題となっています。また、その実践のために冬でも活用できる施設の整備が求められています。

今後は、行政とともに健康づくりを推進する地区組織の活性化と育成が課題となり、健康づくり事業の推進のため、地域の専門職とのネットワークづくりや帯広保健所などの関連機関との連携強化が必要となっています。

主要疾患の標準化死亡比 (SMR) レーダーチャート (平成8年～平成17年)



* 北海道における主要死因の概要6より SMR=100 全国平均

【用語解説】

※1 **内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)** 内臓肥満に加えて高血糖、高血圧、脂質異常などを併せ持ち、放置しておくと動脈硬化を進行させ生活習慣病の原因となる状態。

※2 **健康寿命** 年をとっても健康で元気に生活できる期間のこと。健康寿命をのばすためには、早い時期から健康的な生活習慣を身につけて、継続していくことが大切といわれる。

◇ めざす姿

安心して子供を生み育て、子供たちが健やかに成長し、働き盛りの世代が持てる力を十分発揮し、いくつになっても自主的な健康づくりに取り組むことができる事業展開を推進します。

■ 具体的な施策

1. 保健施設の有効利用の促進

健康相談、健康教育、各種健康診査などの保健サービスを行う健康管理センター機能を充実し、健康づくりのための町民の有効利用を促進します。

2. 健康づくり体制の充実と活動の強化

町民の健康を保持増進し、健康づくりを推進するために必要な保健・栄養などに関する専門職の充実を図ります。また、健康づくりに係る専門職によるネットワークの充実に図り、帯広保健所などと連携を強化します。

3. 健康づくり事業の促進

家庭訪問、健康相談、健康教育、各種健康診査などの保健サービスによる保健対策のほか、将来を見すえた介護予防としての健康づくり事業を促進します。

○健康づくりの入り口である口腔機能低下を防ぎ、歯や歯ぐきの病気の予防を促進します。(幼児歯科健診、フッ素塗布、成人歯科健診、保健指導等)

○安心して子どもを生み育て、健やかな成長のため母子保健事業を強化します。(乳幼児健診、すくすく相談、保健指導等)

○健康チェックで生活習慣病等の早期発見や疾病の予防、改善を促進します。
[基本健診、がん検診(胃、肺、大腸、前立腺、子宮、乳等)、短期人間ドック、脳ドック等]

○食育を推進し、運動、禁煙、睡眠・心の健康を含めた生活習慣の改善をめざし、町民が主体的に取り組めるよう支援します。(各健康教育・健康相談等)

○感染症の流行に備え、予防活動に努めます。(予防接種、エキノкокクス症検診等)

4. 健康づくりのための組織育成と活動の支援

健康づくりのための組織育成と活動が充実するよう支援を行います。ニーズの多様化に対応した健康づくりのための組織育成を支援し、健康づくり活動が推進できるよう支援します。

5. 健康づくり啓発活動の促進

健康キャラバン^{※1}などの利用を促進し、食育や生活習慣改善などの健康教室、健康づくり講演会、広報、防災無線放送などを通して、健康づくりのために必要な情報を提供します。

【用語解説】

※1 健康キャラバン 出前方式の健康教育。町内会や事業所などの組織が利用できる健康教室で、メニューによりテーマを設定、人集めはその組織が行う。スタッフは、保健師・栄養士・医師などと協力体制を組みながら実施するもの。

■ 成果目標

成果指標	成果目標		
	現状	目標	(年度)
乳幼児健診受診率	97.5%	95%以上	H32
がん検診受診率(胃がん)	15.1%	50%	H32
保健指導実施率	71.7%	90%	H32

基本目標	2	住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり
政策	3	健康で安心して暮らせる保健医療のまちをつくる
施策	②	医療体制の充実

■ 現状と課題

本町の医療は、国民健康保険病院(病床数60床)のほか、民間の2診療所(無床)と4歯科医院で行われています。特に国保病院は、町内で唯一入院ベッドを有し、診療科目は、内科・外科・整形外科・脳神経外科・精神科・皮膚科・胃腸内科・リハビリテーション科からなっており、休日、祝日を含め24時間救急患者の対応をしている医療機関として、外来患者をはじめ、入院を要する患者や救急患者の受け入れなど、地域医療の根幹を担っています。

しかし、近年、地域医療に従事する医師、看護師の不足、国の医療制度改革に伴う収益の減少により、国保病院会計の経営環境が著しく悪化するなか、高度の医療施設が充実している帯広市内へ84kmの距離にあることや、高齢化社会への急速な進展により、町内で唯一の公的医療機関として、町民のニーズに即した病院の使命が求められており、安定した医療を提供することやさらなる経営効率の改善にも努めていかなければなりません。

本町は、高血圧症、脳血管疾患、心臓病、糖尿病など生活習慣病の受療率が増加しており、65歳以前に要介護となる方の約50%はこれらの生活習慣病が原因となっています。健康寿命の延伸や早世予防のためにも不適切な食事や運動不足等が原因となる内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を減らすことが重要です。また、要介護になっても安心して生活ができるよう地域と病院の関係がますます重要であり、保健・福祉・介護サービス等との連携による包括的なケア体制を構築していくことが大切です。

広尾町国民健康保険病院



◇ めざす姿

町民に良質な医療を安全かつ継続的に提供し、保健や福祉、介護サービスと一体となった包括的なケア体制を構築します。

■ 具体的な施策

1. 地域包括ケア体制の確立

住民が健康で安心して暮らすため、地域連携システムの構築による包括的なケアを推進します。

- ① 保健・医療・リハビリ・介護・福祉サービスの提供体制、連携システムの構築
住民が地域で安心して生活ができるよう、外来・入院患者・家族等の療養相談や、退院に向けた病棟・主治医・各関係機関の連携のもとでのケアマネジメントを行います。そして、地域包括支援センター・福祉・ケアマネジャー・訪問看護・介護保険サービス事業所等との連携を推進します。
- ② 健康管理センターとの連携による健康づくりの推進
健康で安心な生活・早世予防・健康寿命延伸のため、生活習慣改善に向けた支援を行います。治療中の方は、慢性疾患患者療養・栄養指導を充実します。

2. 国民健康保険病院の充実

- ① 診療体制の整備充実
内科、外科だけではなく、高齢者の多くが受診を希望している診療科目の充実や在宅医療への取組を強化します。
- ② 総合病院や専門病院との連携
より高度で専門的な治療を必要とする患者については、帯広圏の総合病院や専門病院との連携を強化します。
- ③ 経営の効率化
経営の安定化に向け、中期経営計画(平成23年度～27年度)を策定し、収入の確保(病床利用率^{※1}の向上、検診事業の充実等)及び費用の効率化(医薬品、診療材料の在庫管理、業務の省力化、業務委託等)を推進し、持続可能な安定した経営をめざします。
- ④ 医療の質の確保
計画的な医療機器の整備、施設の維持管理及び職員研修の充実、院内における各種委員会活動を推進します。

【用語解説】

※1 病床利用率 病院の人数機能を計る指標の一つで、1日平均病床がどの程度利用されているのかを示す。

■ 成果目標

成果指標	成果目標		
	現状	目標	(年度)
1日平均患者数(外来)	179.6人	220人	H25
1日平均患者数(入院)	45.3人	47人	H25
病床利用率	75.5%	78.3%	H25

基本目標	2	住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり
政策	3	健康で安心して暮らせる保健医療のまちをつくる
施策	③	健康を増進する社会保障の推進

■ 現状と課題

<国民健康保険事業>

国民皆保険を支える中核的な医療保険制度として、地域住民の医療の確保、健康保持増進に大きな役割を果たしています。

景気の低迷に伴う被用者保険からの離脱による被保険者の増加、高齢者や年金生活者など無職世帯の増加により、医療費の増加や保険税収入の伸び悩みなど事業運営は極めて厳しい状況となっています。

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導が、医療保険者に義務づけられています。

<後期高齢者医療制度>

高齢化の進展と高齢者医療費の増加により、医療保険制度の持続可能な制度への抜本的な改正が検討され、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されました。

この制度は、後期高齢者広域連合が運営主体となり、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支えることを目的としています。制度運営が開始されてからも被保険者に配慮したいくつかの特例措置が設けられ、後期高齢者医療制度が住民に浸透してきています。後期高齢者への健康診査は、広域連合が実施する努力義務が課せられています。

◇ めざす姿

<国民健康保険事業>

医療費を抑制して、適正な税率改正と収入の確保を図り、国民健康保険財政の健全な運営を図ります。保健事業の積極的な取組により、住民の健康保持・増進を図ります。

<後期高齢者医療制度>

被保険者にわかりやすく制度改正を説明し、新たな医療保険制度体系の周知を図ります。また、健康診査の業務を広域連合から受託し、特定健康診査の枠組みを活用して実施します。

■ 具体的な施策

<国民健康保険事業>

1. 国民健康保険事業の健全運営

医療費の抑制を図り、国保税の適正な税率改正と収入の確保を図ります。

2. 保健事業の推進

「広尾町特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者及び予備群を減少させ、医療費の抑制を図ります。保健指導活動の推進、適正受診の指導強化、疾病予防、重症化防止の促進を図ります。

<後期高齢者医療制度>

1. 後期高齢者医療制度の啓発

被保険者の理解を得るために、町広報紙の活用やチラシの配布、ダイレクトメールなどにより周知を図ります。

2. 保健事業の推進

健康診査は受診者の負担軽減の観点から、介護予防の生活機能評価と共同で行い、保健指導は本人の求めに応じて、健康相談などの機会を提供できる体制を確保します。

国保窓口相談

